

平成30年度 就学援助制度のお知らせ

就学援助制度は、経済的理由で子どもを就学させることが困難な保護者に対し、学校でかかる費用の一部を市町村が援助するものです。

希望される場合には、学校の事務室または前橋市教育委員会学校教育課に用意してあります「就学援助費受給申請書兼承諾書・委任状（世帯票）」に必要事項を記入し、**3月8日（木）**までに、学校の事務室へ提出してください。また、現在この制度により援助を受けている方で継続を希望される場合、再度申請が必要となりますので、手続きをされますよう、お願いいたします。

なお、申請先につきまして、ご注意いただきたい点は以下のとおりです。

- 【4月からの新入学児童】 →申請先は附属小学校です。
- 【現1年生から5年生】 →申請先は附属小学校です。
- 【現6年生】 ※兄弟構成により、変わりますのでご注意ください。
 - ・附属中学校に兄弟がいない場合 →申請先は附属小学校です。
 - ・附属中学校に兄弟がいる場合 →申請先は附属中学校です。

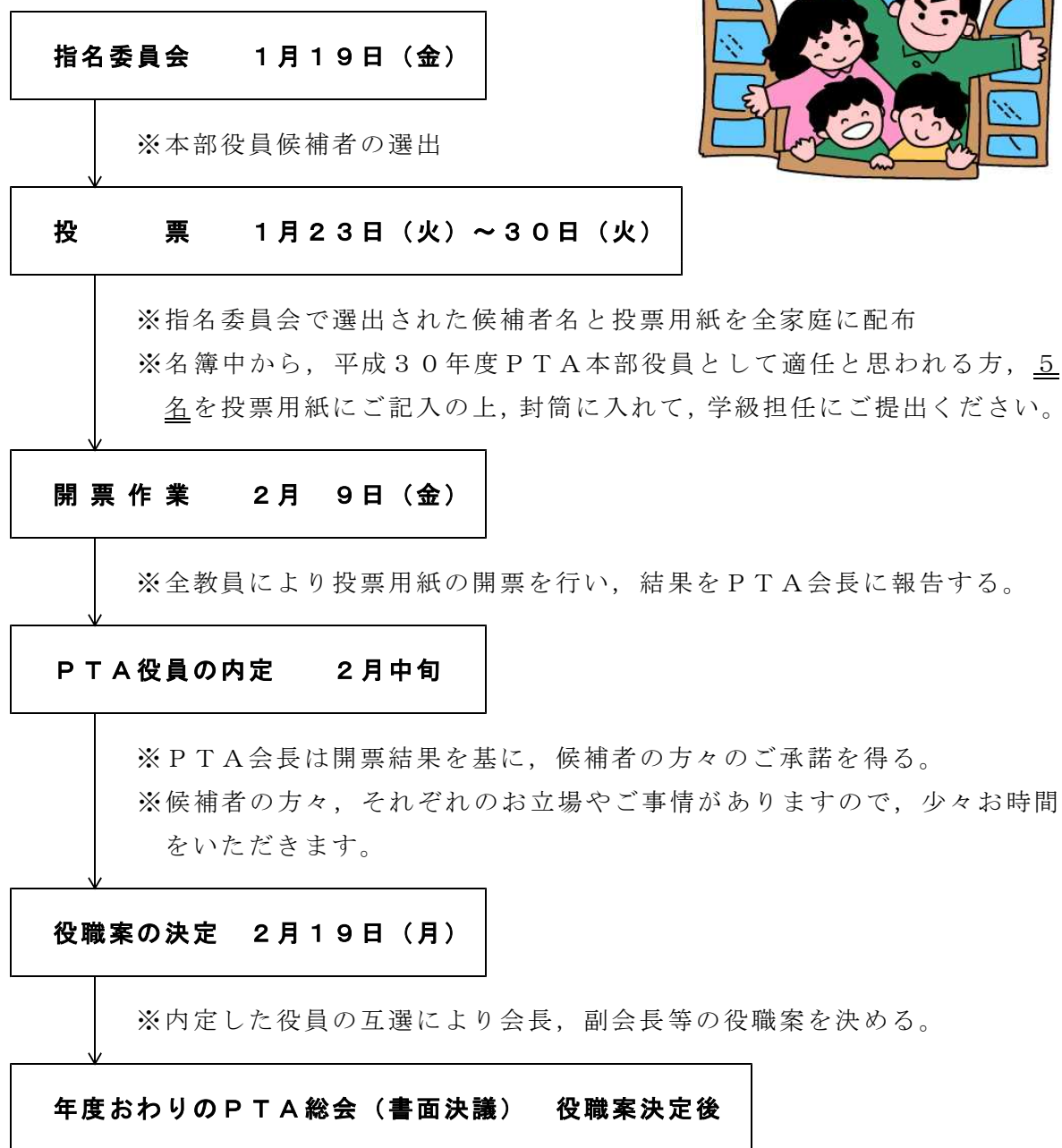
条件や必要書類等、詳しいことは本校事務室（TEL027-231-2804）か、前橋市教育委員会学校教育課（直通TEL027-898-5812、または027-224-1111内線4014）まで、お問い合わせください。

平成30年度PTA役員について

3学期はまとめの時期であると同時に、1年間の反省からよりよい学校を目指した来年度への準備を進める時期でもあります。1月19日（金）に、PTA規約（第9条）に基づいて、来年度PTA役員の候補者を選出する重要な会議、PTA指名委員会が開催されます。指名委員は、PTA会長の委嘱を受けた常任委員全員と教職員から互選された10名で構成されます。各学年ごとに委員が集まり、来年度の役員候補を各学年、若干名ずつ選出していただきます。役員の選出・承認の日程は、右に示したとおりです。1月23日（火）に、お子さんを通じて、候補者名を示した投票通知と、投票用の封筒を配布いたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、PTA規約に基づき、役員候補者として選出された方のお名前を、投票通知に掲載させていただきますので、ご了承ください。

< P T A本部役員決定までの流れ >



※役職案を書面にして全家庭に配布し、信任投票を行う。
※過半数の同意を得られれば来年度のPTA役員が決定となります。
（PTA規約第13条）

附属小学校のよりよいPTA活動を目指して、また、より豊かな子どもたちの成長を願って、PTA活動へのご理解とご協力をお願いいたします。